【新協同組合ビジョン特集】

協同組合と ソーシャルインクルージョンの哲学

■顔写真未納■

岡安 喜三郎

■■■■名前のアルファベット表記■■■

●協同総合研究所

はじめに

ソーシャルインクルージョンは、社会 的に普遍的な課題であり、各種協同組 合の役割分担の課題ではない。協同組合 全般の問題である。したがって労働者 協同組合(ワーカーズコープ)の実践 を語れば良いというものでもなさそうで ある。この論題を検討するにあたっては、 ソーシャルインクルージョンをどのよう に捉えるかとともに、共益組織であり参 加の組織であるとされる協同組合がその 事業・組織の性格を保持しながら、ソー シャルインクルージョンのような公益的 課題にどのように携わっていくのか、ま た携われるのかを解明しなければならな い。そこには、公益観念の転換とともに、 協同組合の企業観・組織観の転換が求め られるのである。

そのために本報告では、最初の2節で、

それらの論議の前提をまず述べる。その 後、いくつかのパラダイムの検討に入る。

社会運動としての ソーシャルインクルージョン

(1) 社会的排除克服とエンパワーメント

ソーシャルインクルージョンとは何か と問われて、私は結局これは運動である と考える。ソーシャルインクルージョン はソーシャルエクスクルージョン (社会 的排除)の克服であり、必ず排除された当 事者が存在するからである。社会的排除・ 疎外、貧困に関する認識は、各人の哲学・ 社会的立場によって大きく異なっている。 それはなかなか「見えないもの」だから でもある。また、見ない場合もある。し かし、社会的排除・疎外、貧困の克服の 政策実施に当たって、現実に存在する当 事者に、その政策実現のエンパワーがさ れているか否かは決定的に重要である。 障がい者の自立支援法で問題になったのは、その成立過程で、そのことがあいまいにされ、結局当事者の要求や実態にそぐわないものができあがったということにも、そのことが言える。

(2) 実態づくりと制度化への要求

社会正義の運動は歴史的に「少数者」からの運動であった。運動は常に、その必要性を感じた志ある人たちが、共感と賛同を広げ自らが力を付け実態づくりを進める自立的な活動とともに、必要に応じて国や地方自治体の政策を変えていく活動ということになる。その始まりは当事者だけとは限らず共に運動する人たちも含むが、一般的には少数から始まる。少なくとも上記当事者に力のない段階から始まる。ソーシャルインクルージョンの実態づくりと制度化運動のどちらかが欠けても、共感と賛同を広げるのは困難になる。

(3) 共益組織と社会的差別の併存

ここで協同組合とソーシャルインクルージョン課題との関係に入る。協同組合は一般にメンバーシップ制による共益組織と見なされており、また協同組合人の多くもそのように自認している。ここで敢えて「共益組織と社会的差別とが両立する」という命題を出しておきたい。メジャーによるマイナーの排除が可能だ

からである。アマルティア・センは、自由、寛容という普遍的な価値を「仲間内の自由、仲間内の寛容」に留めることが貧困を生み出す元であると指摘する。この指摘は大切である。ここで、1995年に採択された「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」の「協同組合の価値」(自助、自己責任、民主主義、平等、公正、社会的責任)が想起される。この価値をソサエティとして組合員内で享受すれば事足りるのか、組合員で有る無しに関わらずコミュニティ(地域共同体)で活動する際の価値として活動するのかが問われており、ヨーロッパの社会的協同組合が、それを突破しつつある。

(4) 巨大災害復興の当事者

巨大地震と巨大津波、原発破損と放射 能汚染という複合的で巨大な災害からの 復興にあたって、責任回避の「想定外合 唱」への糾弾、天災に隠れた人災の原因 究明はもとより、エネルギーの問題、財 源の問題とともに復興の主体者問題も大 きな課題である。単なる復旧から「社会 連帯を回復する契機となる仕組み」(金 子勝、「世界」2011年5月号)が求めら れている。「新しい公共」推進会議の『政 府と市民セクターとの関係のあり方等に 関する報告』(平成23年7月)では、結 局「社会的企業」の用語に統一され削ら れたが、素案(『「新しい公共」による被 災者支援活動等に関する制度等のあり方について』平成23年6月14日)には「日本型社会的協同組合の制度を検討する」と書かれていた。日本に社会的協同組合の制度は未だないが、本来の協同組合制度が持っている当事者参加の組織性格が、被災地の復興にあたって有効であることには変わりない。

ソーシャルインクルージョンの 二つの側面と協同組合

ソーシャルインクルージョン課題に協同組合が取り組む場合、それは単に「包摂」という側面の取り組みであってはならないであろう。ソーシャルインクルージョンは二つの側面から取り組まなければならない。

その第一は社会的排除・抑圧からの解放、そのための運動であり、実は闘いである。社会的排除・抑圧は、それを意識的に執行する者の存在、そのような制度の存在、無意識にせよそれを矛盾と思わない人たち等々のさまざまな要因で助長されている。だからこそそれを許さず、その反社会性・社会の不条理を様々な面から明らかにするという取り組みが必要になる。それは、市民(自然人、法人、団体)を律する国の制度の実現の運動でもある。

協同組合からすれば、前述の協同組合 の価値と謳う「自助、自己責任、民主主 義、平等、公正、連帯」の社会への提言 に他ならない。直接の事業としての構築 がなくとも、必然的に社会ネットワーク の構築、社会連帯活動に位置づくものと なろう。

第二は、協同組合事業の参加機能を生かした社会的包摂の取り組みである。協同組合は市民の共通の関心・願いを土台にした社会運動を原点に置いているが、その実現を他者に任せるのではなく、市民自らが出資をし事業として実態化する、自治的な事業・運動体である。市民自らが共同して「ミニ社会」を作り出す(R・オーエン)のである。

ヨーロッパ型の社会的企業は、社会 サービス型にしろ、労働統合型にしろ、そ のモデル、原型になっているのは、イタ リアの社会的協同組合(A型:医療・健 康、教育・職業訓練等の社会サービスの 提供。B型:アルコール中毒者、受刑者・ 元受刑者、身体障がい者、精神・感覚障が い者、年少者、精神疾患者、薬物依存者、 その他社会的排除状態の人たちに、労働 の場の一部を留保する仕組み)にあるこ とは、多くが認めるところである。

以上を前提にして以降、主に第二の協 同組合の参加機能を生かした社会的包摂 を中心に展開する。

3. 組合員の参加を二つの側面から 再整理する~社会参加と組合運 営への参加

ここでは、前節の協同組合の参加機能 について、二つの側面から再整理をして みたい。

第一は、協同組合組合員の社会参加機能、換言すれば、市民の協同組合を通じた社会参加機能である。この参加機能は、既存の協同組合に加入して活動することだけではなく、基本的権利である結社の自由に基づき、誰でもが協同組合を設立することができることによって担保される。

この点は先ず、1990年代以来の国連総会決議「社会開発と協同組合」から読み取ることができる。決議は一貫して、冒頭に「協同組合が、様々な形態によって、経済的社会的発展に、女性、青年、高齢者、障がい者、先住民などすべての人々の十全たる参加を促進することを承認」することによって、協同組合制度の持つ市民の社会参加機能を端的に明らかにし続けてきた。多様な協同組合の存立は、すべての人びとの社会参加の有効な手段なのである。

この視点は、ILOの「2002年協同組合振興勧告」にも受け継がれ、同様に強調されている(勧告前文参照)。ILO勧告では、更に協同組合が目標とすべき2つの課題が提起された。「ディーセント・ワークの確保」と「インフォーマル経済で働く人々の包摂」である。

さらに俯瞰すれば、1995年にICA大会

で協同組合原則に追加された第7原則 (コミュニティの関心に沿った活動)に も見て取れる。協同組合原則は歴史的に は、協同組合に値する内部運営を律する ものとして始まり協同組合間協同という 連帯の価値を付加し、更に自らが活動す る地域との関わりを重視するものとし て自らの運営原則を発展させてきた。最 後の改訂から15年以上経て現在マルチ ステークホルダー型等、新たな形態が模 索・実行されつつある。

第二は、組合員の協同組合事業経営への主体的参加機能のことである。通常、既存の協同組合における組合員参加という場合は、このことをいう場合が多い。 実際上、協同組合における参加型民主主義の焦点であり、大きな協同組合組織における「経営者支配」(協同組合では「専従者支配」という場合もある)の問題としてさまざまに言及されている。

協同組合における「コーポレート・ガバナンス」問題は、一般会社で言うような経営者をどう監視し律するかの問題(一方で取締役会の包括権限の強化)~会社法制定の焦点でもあった~だけではない本質的な観点が必要である。しかしながら近年の各種協同組合法(農業協同組合法、中小企業等協同組合法、消費生活協同組合法など)の一連の改訂では、会社法に準じた「コーポレート・ガバナンス」へと大きな舵取りがなされ、組合員

の全面参加を通じた協同組合らしいコーポレート・ガバナンスのあり方が希薄になった。

各種協同組合法が会社法に接近する情況で、協同組合形態より会社形態の方が設立は柔軟であり資金調達能力も高いのだから、会社形態の方がより効果的な事業が可能になるという論調が、協同組合の内外から出始めていた。とりわけ東日本大震災の復興に当たって、協同組合よりも株式会社の導入論が一部の県で台頭した(「漁民も会社のサラリーマンに」)。復興は地域の復興であり地域の生活に密着し、連帯機能を持つ協同組合の価値がもっと主張されてよいが、縦割り単機能協同組合のままでは、なかなかその役割を果たせないのも事実である。

ともあれ、協同組合と一般会社とを分けるのは、利用者の声をよく聴く経営者の心の持ちようなどと言うレベルではない、あくまでも事業を利用する組合員が経営を管理すること、もしくは事業を立ち上げた組合員が経営を管理することにある。これは生協(組合員の購買)であるうと、農協(組合員の出荷、購買)であろうと、労協(組合員の就労)であろうと、労協(組合員の就労)であるうと、労協(組合員の就労)であるうと、労協(組合員の就労)である

この二つの側面から言えることは、協 同組合は組合運営参加と社会参加とを切 り離し、一方のみで参加は事たれりとい うものではない。一貫性を持った参加哲学に協同組合の価値が生まれる。この参加哲学こそ、協同組合がソーシャルインクルージョンの課題を担える基本である。

「協同組合の価値」についても同様なことが言える。すなわち、コミュニティ等の人と人とのつながりのある場では、誰でもがそうなって欲しいと願うものばかりである。このような価値を事業体である協同組合の価値にしたことに、実は大きな意味があると強調したい。

社会参加視点の欠如は、仲間内の、たこ ・型の、外から見れば排他的な組織となる。もっとも、組織の維持には、善し悪 しを別として必ず一定の「排他性」、区別 が必要とされることは否定しない。典型 は、誰でも経験のある加入メリット論で ある。しかしながら、社会性の欠如、格 差社会の助長となれば問題である。「仲 間内の自由、仲間内の寛容」は、組織の 排他性から、どうしても免れ得ない。

一方、運営参加視点の欠如は組織内民主主義の否定であり、単なるリーダー自己満足型の組織につながる。「組合員参加」の多くはこの運営参加に焦点があり、多くの事例が紹介されているので、ここでは割愛する。

4. マルチステークホルダー型 (*注) が地域に根ざす協同組合組織の 原点

ここでは「企業論」から協同組合の本質を深めてみたい。協同組合は、非営利事業体として認識される。国際協同組合運動では、「協同組合企業(Cooperative Enterprise)」と普通に使われる。社会的企業(Social Enterprise)の用語も普通に使われている。これらの使い方は、有償労働をあいまいにしない(生活できる報酬を受け取るということ)において、NPOとの比較では「雇用確保」の点で積極性を持っている。

企業を論じるとき、その企業は誰のものかということより、企業は誰のために経営されるべきかこそ重要との議論がある。確かに協同組合においても「誰のものか」は、解散の時以外は経営の本質問題ではない。

また、もはや協同組合は「組合員のため」にだけ経営するという古典的経営論も通用しなくなっている。労働者協同組合は当初よりそのことが鮮明である。もし組合員のためだけの経営で、その経営は持続するか?~否である。では、農協は?、さらには生協では?

大きくは社会の変化のなかで、協同組合も変化していく。生協が生協内で、農協が農協内で変化することを言うのではない。地域住民の全生活のために、さまざまな形態の協同組合が協力して取り組むべきではないか、と提起したのは1980年のレイドロー報告であった。「都市の

住人に奉仕するためには、都市のなかに 村を建設するのに役立つ多くの異種協同 組合の集合体をつくるべきである」(「西 暦2000年における協同組合」日本経済評 論社、p. 177)。

今回の震災、放射能災害からの復旧・ 復興は、協同組合自身の力で新たな産業・事業構築が求められる(森林組合と 漁協、生協の「一体化」ないし人事交流 を含む濃密な共同事業による地域産業な ど)。いま、制定を要求している「協同労働の協同組合法」が成立していたら、今 すぐにさまざまな人たちの仕事おこしが 進むのにと残念でならない(もっとも今からでも遅くはない)。

先に引用した地域に奉仕するための「多くの異種協同組合の集合体」を、一つの企業体として俯瞰すると、それは実にマルチステークホルダー型の共同事業体に他ならない。

イタリアの社会的協同組合は、1970年 代末のバザーリア法成立後の地域ニーズ に応えるため、アソシエーション(NPO と同じ、ボランタリー労働に依拠)が多 く作られたが、当事者の生活と事業の安 定性を確保するため、労働者協同組合の 再発見と革新によって社会的協同組合の 原型が作られてきた。その特徴の一つが、 マルチステークホルダー型であった(そ れが当初、行政・裁判所との軋轢でも あった→克服済み)。 これを別の視点(企業論)からみてみよう。一般に事業活動は、インプット、アウトプット、プロセッシング(変換)で記述可能である(図1参照)。

図1 企業は変換機能による財・サービス の提供



その中心は変換機能による財・サービスの提供にある。伝統的経営論では、経 営資源としてのヒト・モノ・カネの活用 で記述されるが、少なくともヒトは企業 の所有物ではない。労働者は一般には雇 用契約(従属契約)により、事業者の指揮 下に入るが、労働契約も契約なので、契 約関係という側面から、事業活動は図2 の様に見直すことができる(図は、有斐 閣「リーディングス日本の企業システム 第Ⅱ期第2巻」p. 16)。

図2と図1との関係では、図1の「変換」は、図2の<E>事業体と<W>労働者とに分離、生産者・提供者<P>は図1のインプットの提供者に対応し、顧客・消費者<C>は財やサービスのアウトプットの受け手に対応する。(金融債権者は当面横に置く)

図2 企業活動における契約

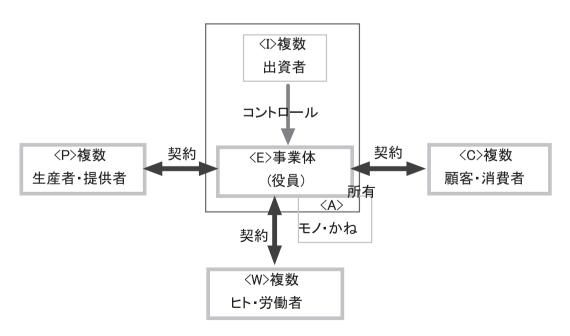


図2から、株式会社と協同組合との組織の作り方の違いをみることができる。 <E>から見れば、その周りはすべてステークホルダーである。企業体はそのステークホルダーをどう「内部化」するかにある。

一般会社ならば、事業者(株主の委任を受けた役員)が意思決定権を保持したまま、必要なステークホルダーを内部化(組織化、M&A、雇用)することにより会社組織が成立する。

協同組合は、ステークホルダーの人たち(P,C,W)が意思決定の主体<出資者=組合員>となり、事業者を「内部化」した組織<役員は組合員代表>である。協同組合は意思決定の主体が明らかに会社と異なっている(協同組合たる所以)。

この会社と協同組合の仕組みの違い (意思決定主体の違い)は、フランチャイズ・システムでも発揮される。(「欧州社会的企業運動の新しい波 - 社会的フランチャイズ事業ネットワーク」(協同総研所報『協同の發見』186号、2008年1月)参照)

同時にここから言えることは、現行の 生協や農協等の協同組合の組合員制度が シングルステークホルダーだからといっ て、それが協同組合の普遍的形態である と理屈づけることはできないし、そうし ない方が良いと思われる。少なくとも、 地域再生、地域経営のための協同組合が 最初からシングルステークホルダー型であったとは思えない。また、シングルステークホルダーでなければならないということもない。地域のニーズから見れば、先のレイドローの提言に依るまでもなく、マルチステークホルダー型に協同組合の普遍的価値が見い出せる。ここでもまた、協同組合がソーシャルインクルージョンの課題に携わる積極的な意味が生まれる。

(*注) ステークホルダー: 一つの事業体 (役員、部局、チームでも可) に焦 点を定め、そこに影響を及ぼす人・ グループ、またそこから影響を受け る人・グループのことを言う。した がって事業体(役員、部局、チーム でも可)には様々なステークホル ダーが存在する。経済事業は共通し た利害で組織する方が効果的とな ると考えられ、既存の協同組合はシ ングルステークホルダー型になっ てきた。一方、経済的利害関係が異 なっても、例えば地域住民がみんな でその地域の再生などのために協 同組合を結成した場合、様々な人・ グループが事業体の意思決定に加 わるのでマルチステークホルダー 型になりうる。大学を協同組合とし て全構成員で運営するなら、それは 学生、教員、職員等のマルチステー クホルダー型となる。

5. コミュニティの普遍的利益(一般 利益) という公益視点

冒頭に述べた通り、ソーシャルインクルージョンは公益の課題である。これと市民参加をどう結びつけるか?ヨーロッパでここを結びつけるのが「コミュニティの一般利益」の実現という社会政策である。日本では公益の英語としては「Public Interest」が標準であったが、ここでは「Community General Interest」(フランスでは「Interet Collectif」)というキーワードが使われ始めた。端的に言えば地域共同体における公益のことである。

その実現の担い手として、地域づくり・まちづくりをすすめる社会的協同組合(イタリア他)、コミュニティ利益会社(イギリス)をはじめとする様々な事業体の育成政策を採っている。特徴的には、イタリアのように地方自治体が日常的な協同組合の運営に監督機関としてではなく一組合員として参加する仕組みを持っていることである。主体をあくまで市民組織においていることに注目しておきたい。

このような地域・まちづくりは何より も、ひとが尊厳を保ち人間らしく生活 のできる場でなければならない、しかも 「すべてのひとが」である。そういう点か ら「コミュニティ(の一般)利益」を理 解しようとすれば、「すべての住民の政 治的・経済的・文化的な幸せと安寧」(ア マルティア・セン)が貫かれた「包み込みの地域社会」ということになる。「自由」と言うなら、誰でもが自由である社会でなければならない、「寛容」は、誰に対してもそうでなければならない。

また、「コミュニティ (の一般) 利益」 を追求する事業体運営の特徴も共通点が ある。それは、事業 (報告) の公開とい う公益性の担保条件とともに、マルチス テークホルダー型が採用されており、そ の中心は地域住民だということである。

まとめ

ソーシャルインクルージョンは社会的 排除を克服し、誰でもが社会参加できる 制度を作り出す運動として捉える必要が あり、協同組合は本来その機能を持っ た事業体である。そこでは、国際連合 (UN) や国際労働機関(ILO) 等が指摘 する協同組合事業の持つ社会参加機能が 極めて有効な道具となる。それは、多様 な協同組合が存在し連携した事業を行う とき、協同組合事業がマルチステークホ ルダー型であるとき、さらに強固な道具 となる。ヨーロッパ各国では、地域社会 における公益を『コミュニティー般利益 (Community General Interest)』の実現 という政策として進めている。そこでは 公益と市民参加が見事に統一されている。 その担い手として、協同組合を活用しつ つあることは言うまでもない。